

議案第 47 号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 13 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="331 1328 421 1359">附 則</p> <p data-bbox="240 1379 509 1411">第 1 条～第 21 条 略</p> <p data-bbox="240 1424 785 1491"><u>（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p data-bbox="240 1512 774 1955"><u>第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年</u></p>	<p data-bbox="903 1328 992 1359">附 則</p> <p data-bbox="823 1379 1091 1411">第 1 条～第 21 条 略</p>

度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。

4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定によ

る申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41

条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。